

隊友新聞令和5年4月号記事

そうだったんだ労働法（1）

テーマ：労働時間とは

皆さんこんにちは。NPO 法人いきいきライフ相談センターの岩瀬と申します。今月から12回にわたり労働法についてお話をさせていただきます。第1回目のお題は「労働時間とは」です。

Q1 「労働時間」という表現は自衛隊員にはなじみが薄いのですが

A1 自衛隊の諸規則においては、「労働時間」という表現は見当たりませんね。自衛隊のみならず公務員の世界では「労働時間」とは言わず、「勤務時間」という表現をします。

「勤務時間」とは始業（課業開始）時刻から終業（課業終了）時刻までの会社にいる時間、「労働時間」とは休憩時間を除いた実際に働いた時間のことをいいます。そうであれば公務員であっても労働という表現をしても問題がないのでは？と感じてしまいがちです。

しかし「労働契約法」では「労働」について、「労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。（労働契約法第6条）」と定義されており、賃金というワードのインパクトがとても大きいです。

そうしますと利益追求ではなく国防という公の務めが主任務である自衛隊員は「労働」という表現は基本的にそぐわないのかもしれませんがね。

ちなみに特別職国家公務員である防衛省職員及び自衛官は「労働時間」を定義している「労働基準法」や「労働契約法」は適用されず、自衛隊法が全ての根拠となっています。

Q2 「労働」や「労働時間」の解釈についてもう少し具体的に教えてください。

A2 「労働」とは「使用者の指揮監督のもとにあることをいい、必ずしも現実には精神又は肉体を活動していることを要件としない。」とされており、「労働時間」はそれに従事する時間をいいます。

「労働時間」は規則に記載されている時間かどうかではなく、客観的に見て「使用者の指揮命令下にある」と判断ができれば、「労働時間」であるとみなされ、会社は賃金を支払う義務が発生します。あくまで実態で判断されます。

Q3 なんとなくわかるような気がしますが、具体的なイメージがわかりませんが？

A3 それでは具体例で説明いたします。

まずは「労働時間」に該当する例です。

- ① 出張旅行時間、事業場間の移動時間
- ② 手待ち時間（たとえ作業をしていなくても、使用者から指示があったときに、すぐに作業に取り掛かれる状態で待機している時間のこと）
- ③ 義務のある教育訓練時間
- ④ 安全衛生教育（労働災害防止を目的として労働者へ安全衛生に関する知識を与えるための教育）時間
- ⑤ 安全衛生委員会（労働災害の防止のために対策を講じたり、重要事項について調査審議を実施するためのもの。）の会議時間
- ⑥ 特殊健康診断（法令で定められた業務または特定の物質を取り扱う労働者を対象にした健康診断）の受診時間 等です。

これに対し「労働時間」にならない例は

- ① 自由利用が保証されている休憩時間
- ② 受講義務のない教育訓練時間
- ③ 一般健康診断の受診時間 等となります。

何となくイメージができましたか？「手待ち時間」も「労働時間」といいましたが、例えば「休憩時間」において電話番を命じられ、従事した場合は「手待ち時間」となり「労働時間」として取り扱われるのです。

これらの「労働時間」に該当する時にケガ等をした場合には労働者災害補償保険（これを「労災保険」といい、公務員の世界では「公務災害補償制度」のことを指します。）の対象となり、補償給付を受けることができます。

労働時間のオンとオフをきちんと認識することは労務管理の基本です。意識して勤務されると違った世界が見えてくるかもしれませんね！！

NPO法人

いきいきライフ相談センター

お問い合わせは岩瀬（会員）が承ります。

Mail siawasesharou@sharou.in

tel 090-3590-0045

筆者自己紹介

氏名：岩瀬直行（陸自OB、いきいきライフ相談センター会員）

出身地：北海道室蘭市

資格：社会保険労務士、1級ファイナンシャルプランナー、CFP

只今、いきいきライフ相談センターでは会員を募集しております。我こそはと思われる方は是非ともご連絡ください！！